

2011-2012年度  
**クラブアセンブリー**

**職業分類表**

会長 玉利 賢介

幹事 藤安 秀一



ここの中を見つめよう 博愛を広げるために

**鹿児島西ロータリー・クラブ**

TEL 223-5902 FAX 223-7507  
ホームページ [www.kagoshima-w-rc.jp](http://www.kagoshima-w-rc.jp)



## ロータリーの綱領

### Object of Rotary

#### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

#### Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

## 目 次

### ロータリーの綱領

R I 会長の横顔.....	1
R I 第 2730 地区ガバナーの横顔.....	4
会長挨拶.....	8
幹事挨拶.....	9
理事役員及び委員会構成.....	11
年間行事予定表.....	13
クラブ概況報告.....	15
委員会報告.....	23
鹿児島西ロータリー・クラブ定款.....	33
細則.....	47
慶弔規定.....	64
奨学金制度要綱.....	65
職業分類表.....	66
会員名簿.....	76

## RI会長



2011–2012年度 国際ロータリー会長

カルヤン・バネルジー 氏 (インド、グジャラート)

### PROFILE

2001–05年度ロータリー財団管理委員

2008–09年度ロータリアン行動グループ委員会委員長

1995–97年度国際ロータリー理事

1980–81年度地区ガバナー

カルヤン・バネルジー氏は、Uniphos Agro Industries Limited の国内最大の農薬メーカーである United Phosphorus Limited 社の理事、ならびに同社バングラデシュ支社の会長を務めています。1942年、インドのカルカッタで生まれたバネルジー氏は、インド工科大学カラグプ校で化学工学を専門に学び、1964年に卒業しました。現在はインド最大規模の工業都市であるグジャラート州のバピに居住し、これまでに保健と教育の分野におけるインフラ整備に深く関与して発展に大きく貢献してきました。

1972年にバピ・ロータリー・クラブ会員となって以来、ロータリーのありとあらゆるレベルで活躍してきました。1975年に同クラブの会長となり、1980年には地区ガバナーを務めました。

1995年には国際ロータリーの理事に選出され、国際レベルで活躍し始めました。1997年に貧困および飢餓緩和グループでゼネラル・コーディネーターに任命され、2001年にはロータリー財団の管理委員を務めました。その後、インターナショナル・ポリオ・プラス委員会委員（2008-09）、東南アジア・ポリオ・プラス委員会委員長（2009-10）、アフリカ支援委員会委員（2009-10）、リーダーシップ教育・研修委員会委員（2009-10）、インド恒久基金委員会委員（2008-09）、子供の死亡率低下強調委員会委員（2008-09）などに加え、その他さまざまな委員会を通じて経験を積んできました。

バネルジー氏はまた、アメリカ化学会(American Chemical Society)やインド化学工学会(Indian Institute of Chemical Engineers)で活躍し、ヴィシュヴァ・バラティ大学では評議員を務めています。また、バピ工業協会(Vapi Industries Association)の会長を2回、インド産業同盟(Confederation of Indian Industry)のグジャラート支部長を務めた経歴もあります。さらに、ジャイ研究財団(Jai Research Foundation)とロータリーカンガル賞基金(Rotary Awards for Humanity Trust)などの団体の管理委員を務めています。

配偶者のビノタ夫人は活発に社会活動を行っており、夫妻には2人のお子さんと4人のお孫さんがいます。

2011-2012年度  
RIテーマ

## こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

### RI会長からのメッセージ



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2011-12年度には、まず自分自身を見つめ直すこと、すなわち「こころの中を見つめよう、博愛を広げるために」のテーマを実践していただきたいというのが、ロータリアンの皆さまへの私からのお願いです。深く自己を省みることによって、人類が皆、同じ夢、同じ希望、同じ願望、同じ問題を分かち合っていることを、理解していただきたいのです。誰であろうと、どこに住んでいようと、私たちはそれぞれ、同じように平和と充足を願い、充実した毎日を送りたいと望んでいます。人に何かを与えるとするなら、まず自分自身にそれを与えることです。なぜなら、自らが抱く望みを理解せずして、人々の望みを理解することはできないからです。

全世界で平和について語る前に、まずは自分から始め、その後で外に目を向ける必要があります。心に平和を見出しつつ、家の中に平和をもたらし、家族に平和をもたらし、そして地域社会に平和をもたらすことができるのです。同様に、全世界で平和を築こうとする前に、まず自分の家庭で平和を築き、全世界で友情と寛容の心を育もうとする前に、まず自分の周りの人々に対してそれを実践しなければなりません。言い換えれば、心が平和であれば、家庭が平和になり、この平和をほかの人々と分かち合うことができるということです。愛する人、大切な人と一緒にいることに喜びと満足を感じるように、私たちは、他者を大切にすることができます。

自分が強くなれば、共に生きる人々や家族も強くなります。そして、強い家族を土台として、前進していくことができるのです。うちに強さを秘めた人々が協力すれば、人類にもより良く奉仕することができます。これこそ、私たちがロータリーで行っていることです。

次年度には、ロータリーの奉仕において3つの強調事項に力を注いでいきたいと思います。第一に、強い家族を築くこと、第二に、私たちが一番得意とすることを継続していくこと、最後に、変える必要があることは変えるということです。

年度の第一の強調事項は、「家族」です。万事は家族から始まります。私たちが行う奉仕すべて、また世界で成し遂げたいと望むことすべての出発点は、家族にあります。そして、あらゆる家族の中心を成しているのが、母と子です。ここから始めてこそ、人々の生活や地域社会全体を通じて、世界をより良くしていくことができるのです。

第二の強調事項は、「継続」です。私たちが得意とすることは何かを知り、それを継続し

ながら次のレベルへと高めていくことです。私たちは皆、ロータリーの奉仕で成功を収めました。これらの成功を土台に、今後もさらに多くの人々に手を差し伸べていくことができるでしょう。ですから、きれいで安全な水の提供、疾病の予防、識字力の普及、新世代のための活動や新世代との協力、平和への努力といった活動を、これからも続けていかなければなりません。同時に、改善できること、変えるべきことがあることを、私たちは知っています。こうした事実を勇気をもって見据え、変えるべきことは何かを見定め、必要な変化をもたらしていくために行動していかなければなりません。

マハトマ・ガンジーはかつて次のように述べました。「世界の変化を望むなら、あなた自身がその変化にならなければならない」。ロータリーにおいては、私たちは、友情と親善を分かち合い、あらゆる人々の真の価値を見極めるために、倫理的に、誠実に生きようと努力しています。ロータリアンは並みのことには満足しません。なぜならロータリーは非凡な組織であり、ロータリアンは類まれな人々だからです。私たちが自分自身を高めることによって、世界を高めようと取り組むのは、このためなのです。

私たちは皆、ロータリーを通じて世界を変えたいと望んでいます。ロータリアンとなる理由は、まさにこれに尽きるのではないかでしょうか。幸せと健康と平和にあふれた世界をつくることができる、過去よりも明るい未来を築くことができると、私たちは信じています。理想主義者である私たちは、ロータリーの奉仕を通じてこの理想を実現しているのです。

2011-12年度の第三の強調事項を「変化」としたのは、このためです。世界に望んでいる変化に、まず私たち自身がなることです。平和を望むなら、家庭に、地域社会に、自分自身の生活に平和をもたらすことから始めるのです。ポリオやほかの病気を世界からなくし、環境破壊に歯止めをかけ、子どもの死亡率を減らし、識字率を高め、飢えを減らしたいと望むなら、自分自身がこの変化の担い手とならなければなりません。それには、まず自分の中にこそ変化を起こすことの必要性を認識しなければならないのです。

「ここの中を見つめよう、博愛を広げるために」。平和、調和、そして友情の精神の中で変化をもたらし、すべての人々のために、さらに喜びある世界を築いていこうではありませんか。



## 2011-2012年度第2730地区ガバナー

長 峯 基 (ながみね もとい)

昭和16年2月11日生  
(所属クラブ: 都城ロータリークラブ)

### 略歴・職歴等

主な学歴	昭和40年	福岡大学薬学部卒業・薬剤師
主な職歴	昭和40年	山之内製薬株式会社 入社
	昭和44年 7月	同社 退社
	昭和44年 7月	宮崎県職員採用 延岡・都城保健所勤務
	昭和49年 9月	宮崎県職員 退職
	昭和47年 3月	学校法人長峯学園さくら幼稚園副理事長就任
	昭和53年 2月	株式会社基ファーマシー創設 代表取締役社長就任
	昭和54年 4月	宮崎県議会議員 当選 4期連続当選
	平成 2年 4月	宮崎県議会副議長就任
	平成 7年 4月	宮崎県議会議員 退任
	平成 7年 7月	参議院議員 宮崎選挙区 当選
	平成11年10月	総理府総括政務次官就任(現内閣府副大臣)
	平成12年 4月	総理府総括政務次官退任 日本薬剤師連盟相談役
		学校法人長峯学園さくら幼稚園理事長
		株式会社基ファーマシー取締役会長
		福岡大学薬学部非常勤講師
		現在に至る

### ロータリー歴

入会日	都城ロータリークラブ 昭和51年(1976年)10月7日
職業分類	幼稚園
役員歴	2009-10 クラブ副会長・クラブ奉仕委員長
	2010-11 クラブ会長
ロータリー財団	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー
米山奨学会	第3回 米山功労者 マルチブル

---

## ガバナー挨拶

---

国際ロータリー第2730地区  
2011-2012年度  
ガバナー 長 峯 基

こんにち只今、こうして皆様の前に申し上げたいのは、わたくし自身が今ロータリアンであることの喜びと感謝の意を持てることです。

ポール・ハリスはこう言い残しております。

「世界は常に変化している。ロータリーは、この世界と共に変化して成長していくねばならない。ロータリーの物語は幾度も書き換えなければならない」

その時代に合った変化の中に、職業を通じて社会奉仕をするその精神は連綿と受け継がれ、わたくしも、学べば学ぶ程にその素晴らしさ、深さを感じ知るところでございます。

RI会長が強く表明しています。先ず、良き家族、良き隣人、良き地域社会、世界各地での疾病対策、若きリーダーの育成など「世界の変化を望むなら、あなた自身がその変化にならなければなりません」というガンジーの言葉を引用して、「平和を望むなら、家庭に、地域社会に、自分自身の生活に平和をもたらすことから始めるのです。環境破壊に歯止めをかけ、子供の死亡率を減らし、飢えを減らしたいと望むなら、自分自身がこの変化の担い手とならなければなりません。それにはまず、自分自身の中にこそ変化を起こすことの必要性を認識しなければならないのです」

自分自身の内側から始めれば世界各地で偉大なことを成し遂げられることが出来ると言います。

「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」がRIテーマです。

この度RI会長のテーマを基に種々の思いの実現の為に、先ず諂って行かなければならることは、会員増強です。ここ南九州地方には旧来の風俗習慣というものがあります。しかしながら、男性会員はもとより女性会員増強に力を入れ、更にこれからロータリーの担い手となる若き人たちの会員拡大とその育成にあると思います。

2730地区のロータリアンが夫々に強くこのことに意識を持つことが出きるならば必ずや各クラブの活性化に繋がって行くものと思います。

論語に 子曰く。「之を知る者は、之を好む者に如かず。之を好む者は、之を楽しむ者に如かず」とあります。すなわち、知る、好きになる、そして楽しむ、物事を修養する極意は自分自身の内にあると思います。

## 地区目標について

ロータリーの活動の基本は綱領に示されており、有益な企業活動の基本として奉仕の理念を奨励し育成することにある。国際ロータリーでは7項目の長期目標を掲げているが、当地区でも今年度は地区運営の基本方針を定め、5年間の長期計画と具体的目標を掲げた10のプランを立てて活動中である。

この10プランの各目標については、特に異論はない。

### 地区長期計画(10のプラン)と具体的目標

10のプラン	2009		2013年
1 クラブ拡大	64クラブ	→	69クラブ
2 小規模クラブの解消	20人以下8クラブ	→	20人以下0クラブ
3 1 / 1,000人のロータリアン	2488人	→	2800人
4 例会重視：出席率	85%	→	95%
5 研修の充実	大方のクラブ	→	全クラブ
6 女性会員	4%	→	15%
7 インターアクト・クラブ ローターアクト・クラブ	全国4位 全国2位	→	全国1位 全国1位
8 WCS	?	→	分区で1件
9 ロータリー財団 米山記念奨学会	全国下位	→	全国平均
10 RI会長賞参加	少数のクラブ	→	半分以上のクラブ

### 若年層の会員

クラブは、元ローターアクター、研究グループ交換参加者などのRIとロータリー財団のプログラム学友を含め、会員資格を備えた若い人々を探し出すことの重要性を常に念頭に置くべきである。クラブは、現在その数を増しつつある事業と専門職の分野で、責任ある地位に就く若い人々のロータリー入会への関心を高める方策を実施すべきである。

クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができる。さらに、クラブがこの年齢層の新会員のために地区会費を負担するか、地区協議会あるいは地区大会での決定により、地区がこの年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができる(ロータリー章典5.040.2.)

(「2010年手続き要覧」より抜粋)

## 会長挨拶

玉利 賢介

一昨年の12月に会長ノミニー、そして3月5日、会長エレクト研修セミナー(PETS)を2日間研修し、5月に地区協議会に出席しました。

1年半前、会長ノミニーに推薦され、自分にこの伝統ある西ロータリーを継いでいけるのだろうか、48名の今までの会長さんが築き上げた歴史を汚すことなく引き継いでいかなくてはならない。自分に毎週800字の挨拶と10分間壇上に立ち皆様の前で話をしなくては、と考えるだけで億劫になり、先に進まず、時が経ってきました。多くの先輩ロータリアンの方々が、ジョーク交じりで指導してくださいます、委員構成を考えたり、研修を受けるたびに、気持ちが高ぶり、会長としての自覚が。受けた以上は頑張ろう。東日本頑張ろう、賢ちゃん頑張ろう、と言う気持ちです。幹事さん、委員長さん、ロータリアンの皆さんのご協力を得ながら楽しい雰囲気の中で1年間を過ごしたいと思います。委員会構成作りも委員会にとっては若い委員長さんを、副委員長、委員には相談できる、経験者をお願いしました。委員会全体で計画し行動してほしい。20の委員会の中で新世代奉仕委員会その中のローターアクトクラブ、アクトの会員が相談、話、しやすいように若い委員長、副委員長さんで決めています。委員には会長経験者を、相談も指導もしてくださいますので、よろしくお願ひします。

インタークトクラブについて学校のクラブとして多くのメンバーを登録し、年間計画を立て総会が出来る体制を作ってほしい。職業選択フォーラムも鹿児島高校、鶴丸高校が中心になり市内全部の高校に呼びかけるぐらいの気持ちで準備してほしいと思います。相談、指導には会長経験者を、大いに振り回してほしいです。来年の今日、反省が無いよう、楽しかった思い出と、ロータリアンとの絆が強くなることを念じます。私も最後の原稿を書く時また、壇上の話はうまくなっていると思います。

## 幹 事 挨 捂

藤 安 秀 一

皆さんこんにちは。この度、第49代玉利賢介会長【2011年～2012年】の幹事を仰せつかりました。よろしくお願いします。ロータリークラブの内容等理解度はかなり低く、自分自身、務まるのか不安を持っておりますが、メンバーの方々の温かいご理解と相互扶助の気持ちで支えてくれるだろうと勝手な思いでお引き受け致しました。

特に歴代の幹事さんは、それぞれの持ち味を充分に發揮され素晴らしいクラブ運営をされておられました。私も出来るだけ勉強をさせて頂き、歴代の幹事さん方に少しでも近づけるように努力して参りますのでよろしくご指導・ご鞭撻の程お願い申し上げます。

また、鹿児島西ロータリー・クラブ定款を遵守し、玉利会長のお荷物にならないように、会長をはじめ、各ロータリアンとのコミュニケーションをしっかりと取りながら、会長を支え、楽しく、有意義なクラブ運営に努めてまいりますので、会員皆さんのご協力よろしくお願い申し上げます。

## 『学習会』日程表（2011. 7～2012. 6）

会場：ホテル・レクストン鹿児島（電話：099-222-0505）

開始時間：午後6時30分

回	予定日	テ　マ	リーダー	ロータリー特別月間
第392回	7/ 4(月)	RIテーマ	会長 幹事	
第393回	8/ 1(月)	会員増強・拡大	会員増強 会員選考・職業分類	会員増強および 拡大月間
第394回	9/ 5(月)	新世代	新世代 ローターアクト インターハクト	新世代のための 月間
第395回	10/ 3(月)	職業奉仕	職業奉仕	職業奉仕 米山月間
第396回	11/ 7(月)	ロータリー財団 米山	ロータリー財団 米山	ロータリー財団 月間
第397回	12/ 5(月)	出席 親睦 ロータリーファミリー	SAA・プログラム 出席・親睦 ロータリーファミリー	家族月間
第398回	1/16(月)	ロータリー 理解推進	広報・IT	ロータリー理解推進 月間
第399回	2/ 6(月)	世界理解	国際奉仕	世界理解月間
第400回	3/ 5(月)	社会奉仕 ※400回記念	社会奉仕	識字率向上月間
第401回	4/ 2(月)	ロータリー雑誌	会報・雑誌	ロータリー雑誌月間
第402回	5/ 7(月)	次年度への課題	副会長 副幹事	
第403回	6/ 4(月)	一年を振り返って	会長 幹事	ロータリー親睦活動

※第400回学習会については、会場等の変更もあります。事前にお知らせします。

※入会3年未満の方は、ぜひご出席ください。

## 鹿児島西ロータリー・クラブ役員・理事・委員会構成

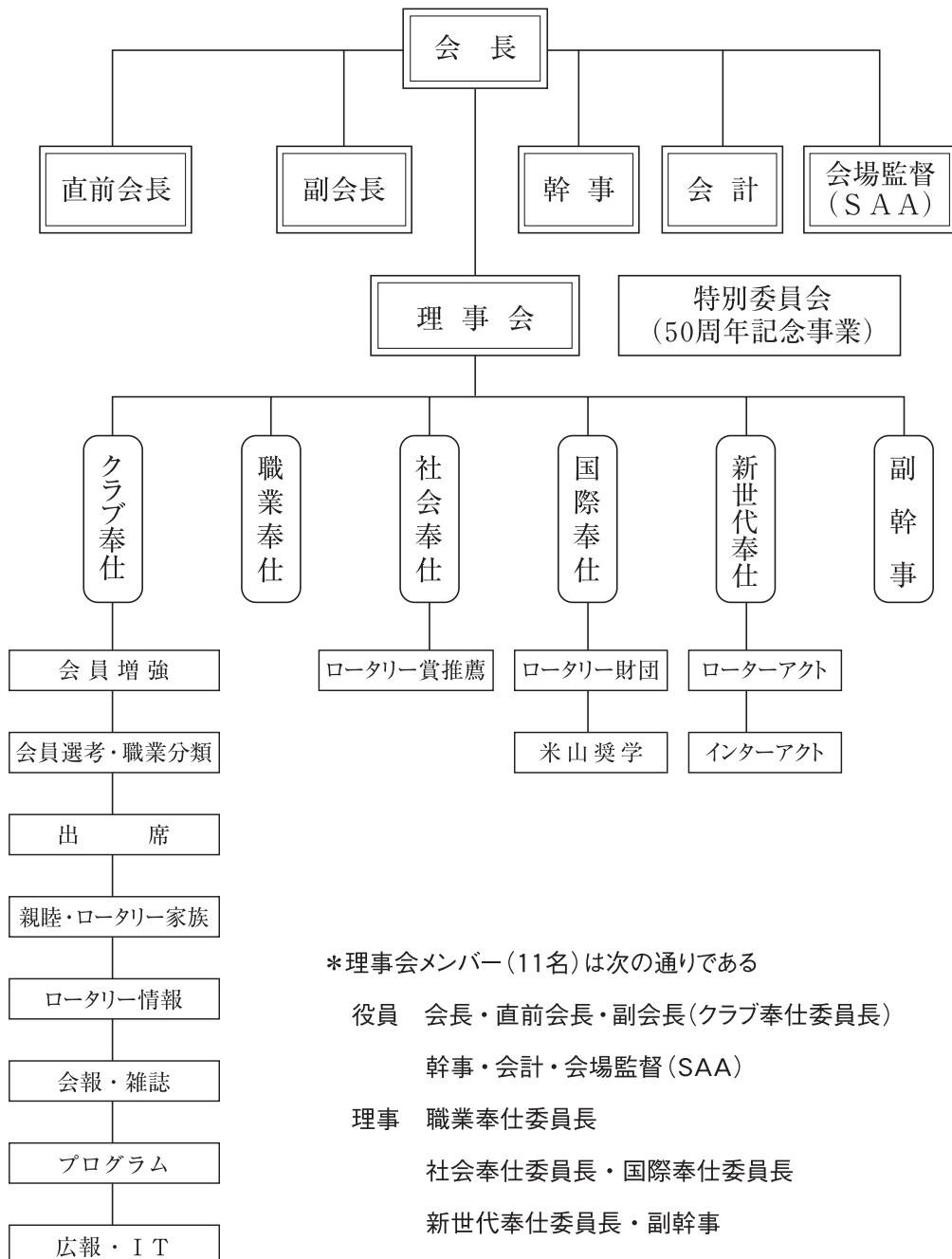
2011/7~2012/6

(役員・理事) 会長	玉利 賢介	(役員・理事) 副会長	染川 周郎
(役員・理事) 幹事	藤安 秀一	(選出・理事) 副幹事	川畑 宏二
(選出・理事) 職業奉仕委員長	須田 正己	(理 事) 直前会長	南 徹
(選出・理事) 社会奉仕委員長	上村 國博	(役員・理事) 会場監督(SAA)	町田 猛
(選出・理事) 新世代委員長	山之氏 秀行	SAA 副	鮎川 吉弘
(選出・理事) 國際奉仕委員長	七枝 敏洋		
(役員・理事) 会計	徳留 忠敬		

委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員
ク ラ ブ 奉 仕	染川 周郎		田中藤雄 久保眞介 鮫島信一 原 正親 有村仁志 坂木貞剛 松下賢司 前田義博
会 員 増 強	田中 藤雄	櫻美 義明	榎田浩典 南 徹
会 員 選 考 職 業 分 類	久保 眞介	森 俊英	岩元 基 水渕清治 村田和雄 濱田悦郎
出 席	鮫島 信一	小正 芳史	長柄英男
親 瞳 ロータリーファミリー	原 正親	森山 輝也	佐伯壽郎 江夏 洋 錐之原大助 池田勝一郎 庵木英雄 追田英介 大福厚範 萩田満康 海江田嗣人 高橋秀樹 坂元利郎
ロータリー情報	有村 仁志	深尾 兼好	福田正臣 川平建次郎 岩切 豊
会 報・雑 誌	坂木 貞剛	天本 美信	小田代憲一 謙訪園隆
広 報・I T	松下 賢司	上之園正幸	三木武幸
プ ロ グ ラ ム	前田 義博	内村 二郎	池口惠觀 石井英之
職 業 奉 仕	須田 正己	中村 英幸	日高好久
社 会 奉 仕	上村 國博	水流 洋	岩男秀彦 太原春雄 竹下 威 山元正明 田畠 勇
ロータリー賞	染川 周郎	上村 國博	須田正己 山之氏秀行 七枝敏洋
新 世 代 奉 仕	山之氏秀行	大山 康成	
ローターアクト	小山 光義	赤塚幸士郎	山下皓三 海江田卓
インター アクト	山元 将孝	新福大一郎	高山義則 福元紳一
国 际 奉 仕	七枝 敏洋	中園 雅治	古木圭介 玉川哲生 岩田泰一
ロータリー財団	濱崎 一郎	江口 清隆	山田晴彬 有馬戦男
米 山 奨 学	川畑 宏二		

50周年実行 委員会	古木 圭介	深尾 兼好 大山 康成
---------------	-------	----------------

## 鹿児島西ロータリー・クラブ 理事会・役員・理事・委員会 構成表



鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(上期) 2011年7月～2011年12月

特別月間	月	日	例会	理事会	特別ランチ	学習会・RAC プロバス例会	その他
会員増強及び拡大月間	7月	6	会長活動方針	○		学習会 4日 RAC例会 7、21日 プロバス 14日	インターラク提唱 高校訪問 ガバナー公式訪問例会 ガバナー補佐訪問例会
		13	ガバナー公式訪問		100万ドル		
		20	クラブ協議会(活動方針)				
		27	クラブ協議会(活動方針)		米山		
新世代のための月間	8月	3	クラブ協議会(決算・予算)	○		学習会 1日 RAC例会 4、18日 プロバス 11日	インターラク年次大会 8／6(土) ホテル中山荘 市内分区会長・幹事会 8／5 プロバス・ローター・インターロータリー合同例会
		10	クラブフォーラム【50周年を迎えて①】		100万ドル		
		17	PBC・RAC・IAC・RC合同例会(親睦)		夜間		
		24	クラブフォーラム(会員増強・拡大について)		米山		
		31	休会(法定休日外 理事会決定)				
職業奉仕月間	9月	7	クラブフォーラム(新世代)	○		学習会 5日 RAC例会 1、15日 プロバス 8日	観月会 例会
		14	卓話①		100万ドル		
		21	観月会(親睦)		夜間		
		28	卓話②		米山		
ロータリー財団月間	10月	5	クラブフォーラム(職業奉仕)	○		学習会 3日 RAC例会 6、20日 プロバス 13日	市内分区会長・幹事会 10／14 職場訪問例会
		12	ゲスト卓話③(パン・イー・トウェー)		100万ドル		
		19	職場訪問				
		26	卓話④		米山		
家族月間	11月	2	卓話⑤	○		学習会 7日 RAC例会 3、17日 プロバス 10日	RAC年次大会 11／19～20 都城 職業選択フォーラム
		9	クラブフォーラム(財団・アクト)		100万ドル		
		16	卓話⑥				
		23	休会(法定休日)				
		30	卓話⑦		米山		
家族月間	12月	7	卓話⑧	○		学習会 5日 RAC例会 1、15日 プロバス 8日	市内分区会長・幹事会 12／9 クリスマス家族会例会
		14	クラブ年次総会		100万ドル		
		21	クリスマス家族会(親睦・フェローシップ)		夜間		
		28	卓話⑨		米山		

○西RAC例会 20:00～21:30 カフェハウス02

○西プロバス例会 12:30～14:00 ワシントンホテルガスライト

鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(下期) 2012年1月～2012年6月

特別月間	月	日	例　　会	理 事 会	特別 ラン チ	学習会・R A C プロバス例会	そ　の　他
ロータリー理解推進月間	1月	6	新春合同例会(鹿児島市内分区)			学習会 16日	新春合同例会 12:30～ (サンロイヤルホテル)
		11	休会(理事会決定)			RAC例会 5、19日	
		18	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	100万ドル	プロバス 12日	
		25	クラブ協議会(上期報告・下期計画)		米山		
ロータリー世界理解創立記念月間	2月	1	卓話⑩	○		学習会 6日	市内分区 会長・幹事会 2／10 地区大会 【25・26日都城】 IM
		8	クラブフォーラム(国際奉仕)		100万ドル	RAC例会 2、16日	
		15	クラブフォーラム【50周年を迎えて②】			プロバス 9日	
		22	卓話⑪		米山		
		29	休会(法定休日外 理事会決定)				
世界識字率向上アクト月間	3月	7	クラブ協議会(地区大会報告)	○		学習会 5日	PETS 西クラブ創立記念日 (3/23) 3クラブ合同例会 ロータリー賞贈呈 例会
		13	3クラブ合同例会		夜間	RAC例会 1、15日	
		21	クラブ協議会(PETS報告)		100万ドル	プロバス 8日	
		28	クラブフォーラム(社会奉仕・ロータリー賞贈呈式)		米山		
ロータリー雑誌月間	4月	4	クラブフォーラム(広報・ITアーカーブス進捗)	○		学習会 2日	市内分区 会長・幹事会 4／13 ゆうかり学園訪問 賀寿の宴 例会
		11	卓話⑫		100万ドル	RAC例会 5、19日	
		18	賀寿の宴		夜間	プロバス 12日	
		25	卓話⑬		米山	新世代のための ロータリー会議 22(日)みなみホール	
ロータリーフラッシュ月間	5月	2	休会(理事会決定)			学習会 7日	渚の語らい 地区協議会
		9	卓話⑭	○	100万ドル	RAC例会 3、17日	
		16	クラブ協議会(地区協議会報告)			プロバス 10日	
		23	クラブ協議会(地区協議会報告)		米山		
		30	クラブフォーラム(次年度会長)				
ロータリー親睦活動月間	6月	6	卓話⑮	○		学習会 4日	市内分区 会長・幹事会 6／8 RI年次大会
		13	クラブ協議会(委員会活動報告)		100万ドル	RAC例会 7、21日	
		20	クラブ協議会(委員会活動報告)			プロバス 14日	
		27	クラブ協議会(委員会活動報告)		米山		

## クラブ概況報告

(平成23年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年（S38年）3月23日
2. 承認年月日 1963年（S38年）6月27日（九州において第28番目）
3. チャーターナイト 1963年（S38年）11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッティシ・P・ラハリー（インド）
5. 当時のガバナー 進藤誠一（第370地区）
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名
8. アデイショナルクラブ名と創立年月日
  1. 加治木RC 1967年（S42年）6月24日
  2. 加世田RC 1972年（S47年）10月18日
  3. 枕崎RC 1972年（S47年）12月14日
  4. 鹿児島城西RC 1986年（S61年）9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
  1. 第2800地区日本鶴岡RC  
=1965年（S40年）5月9日締結  
会員相互親善訪問、週報等の交換
  2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC  
=1989年（平成元年）4月28日締結  
青少年交換事業
10. 提唱インターラクトクラブ
  1. 鶴丸高校IAC  
発会日 1964年（S39年）10月8日
  2. 鹿児島高校IAC  
発会日 1971年（S46年）6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ  
名称：鹿児島西ローターアクトクラブ  
1976年（S51年）6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ  
名称：鹿児島西プロバスクラブ  
1998年（H10年）1月23日発会
13. 区域 鹿児島市、垂水市とする。

14. 事務所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)		
15. 例会日	毎週水曜日12時30分～13時30分		
16. 例会場	山形屋1号館7階社交室		
17. 歴代ガバナー	19ページ 21ページ		
18. 歴代分区代理	櫻美 四郎 (1967) 鮫島志芽太 (1970) 塘 一郎 (1972) 岡元健一郎 (1978) 川上鐵太郎 (1983) 福田 敏之 (1986) ( ガバナー補佐 ) 海江田 卓 (2000) 山下 譲三 (2010)		
19. 歴代会長	19ページ 21ページ		
20. 歴代幹事	20ページ 22ページ		
21. 名譽会員	76ページ		
22. 現在会員	正会員76名		
23. 平均年齢	64.3才 最高 92才 最低 32才 90代 1名 80代 6名 70代 21名 60代 23名 50代 20名 40代 3名 30代 2名		
24. 出席率	本年度目標94%		
25. 入会金	35,000円		
26. 年会費	190,000円		
27. ビジターカード会費	1,900円		
28. 会報	毎週週報を発行		
29. ロータリーアン誌	「ロータリーの友」全員購読		
30. クラブ協議会	13回		
31. クラブフォーラム	10回		
32. 理事会	定例…毎月第1例会日 臨時…必要に応じて隨時		
33. 会長幹事会	市内…6回		

## ○チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	櫻美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	

計24名

## ○マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

故 (柴山 一雄) (1回)	池口 恵觀 (3回)	玉川 哲生 (1回)
故 (小園 正人) (1回)	故 (坂元 明雄) (1回)	故 (高井 敏治) (1回)
山下 健 (1回)	高山 義則 (1回)	故 (片平 可也) (1回)
故 (菅 富男) (3回)	山元 正明 (2回)	久保 真介 (1回)
長柄 英男 (4回)	古木 圭介 (1回)	竹下 洋 (1回)
岩元 基 (1回)	水流 洋 (1回)	

以上 17名

## ○ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	故 (坂元 明雄)	須田 正己
故 (永松 實夫)	故 (菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋
山田 晴彬	海江田 卓	水流 洋	岩切 豊
長柄 英男	徳留 忠敬		

以上 14名

## ○メモリアル・コントリビューター

故 (菅 富男)	川平 建次郎	坂元 美津子 (坂元明雄夫人)
小園 照子 (小園正人夫人)	高井 清子 (高井敏治夫人)	

以上 5名

## ○ポール・ハリス・フェロー

故 (塘 一郎)	柿市 高重	故 (藤安 辰造)	故 (牧田 健二)
故 (河井 時義)	故 (川村 洋)	故 (土橋 滋)	故 (川上鐵太郎)
故 (川田 恵一)	故 (徳澤 紀生)	故 (海老原利則)	有馬 志享
林 其為	故 (外西 寿彦)	故 (安田 正治)	池田 廣
故 (福田 敏之)	故 (岩元 紀彦)	村田 和雄	木治屋克己
上原 満	岩男 秀彦	中村 一雄	故 (三角桂次郎)
田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
故 (永松 實夫)	森永 茂樹	前田樹一郎	岩田 泰一
鉢之原大助	竹下 威	福田 一郎	故 (松田 忠臣)
故 (田崎 一郎)	中川 宏	若松喜八郎	玉利 賢介
山下 和磨	江口 清隆	山田 晴彬	故 (板木 泰文)
樋渡 良一	佐伯 壽郎	本田 亭	海江田 卓
三反田藤男	山下 皓三	須田 正己	江夏 洋
故 (柴山 一清)	野添 良隆	有馬 戰男	故 (中嶋 健)
東郷 三郎	加藤 一徳	藤川 穀	故 (和田 武弘)
大浦 教一	田畠 勇	正 建二郎	故 (原田 隼男)
天本 美信	坂木 貞剛	藤安 秀一	岩切 豊
有村 仁志	徳留 忠敬	日高 好久	藤 裕己
福元 紳一	中園 雅治	川畠 宏二	南 徹
池田勝一郎	鮫島 信一	深尾 兼好	小田代憲一

秋月 宗近	庵木 英雄	故 (池田 千明)	桐明桂一郎
橋元 忠也	福島 徹郎	松田 健一	中村 英幸
西川 明寛	小山 幸義	川平建次郎	櫻美 義明
原 正親	濱田 悅郎	諏訪園 隆	小林 勉
床次 恵	濱崎 一郎	山之氏秀行	鮫島 雄司
内村 二郎	笠原 弘之	脇田 稔	小正 芳史
町田 猛	七枝 敏洋	末吉 政宏	前田 義博

以上 108 名

#### ○ポール・ハリス準フェロー

故 (櫻美 四郎)	故 (岩元 健吉)	故 (岩元 正二)	故 (岡山 栄)
池田 穢	故 (永井 利承)	故 (浜田 馨)	中村 善治
光吉 正昭	久野 洋一	故 (崎元 行範)	故 (内山 光男)

以上 12 名

#### ○米山功労クラブ

(第1回表彰) 1996. 12. 26	(第5回表彰) 2002. 11.
(第2回表彰) 1998. 6.	(第6回表彰) 2006. 6.
(第3回表彰) 2000. 11. 26	(第7回表彰) 2009. 10.
(第4回表彰) 2001. 6.	(第8回表彰) 2010. 3.

#### ○米山功労者

玉川 哲生 (第3回)	高山 義則 (第3回)	故 (片平 可也) (第3回)
村田 和雄 (第3回)	故 (菅 富男) (第3回)	故 (小園 正人) (第3回)
山元 正明 (第3回)	染川 周郎 (第3回)	岩田 泰一 (第3回)
宇治野純章	岩男 秀彦	故 (永松 實夫)
竹下 威	岩切 豊	故 (坂元 明雄) (第1回)
徳留 忠敬 (第3回)	長柄 英男	山下 皓三
濱崎 一郎	原 正親 (第4回)	天本 美信
玉利 賢介	川平建次郎	有馬 戦男
庵木 英雄		

以上 25 名

#### ○米山功労法人

(名)明石屋菓子店 (岩田 泰一)	育英社(株) (前田樹一郎)
竹下清藏商店 (竹下 洋)	

#### ○準米山功労者

故 (岩元 紀彦)	須田 正己	海江田 卓	故 (池田 千明)
山田 晴彬	若松喜八郎	水流 洋	鉢之原大助
日高 好久	佐伯 壽郎		

以上 10 名

## 西ロータリー・クラブの推移

年号	西暦	ガバナー	会長	
S38～S39	1963～64	嘉村平八	初代	櫻美四郎
S39～S40	1964～65	町田秀実	2代	土橋英夫
S40～S41	1965～66	島津久厚	3代	塘一郎
S41～S42	1966～67	吉村常助	4代	米倉秀夫
S42～S43	1967～68	向笠広次	5代	島津忠丸
S43～S44	1968～69	大津篤造	6代	鯫島志茅太
S44～S45	1969～70	日高安壯	7代	佐伯延次郎
S45～S46	1970～71	八田秋	8代	久保田彦穂
S46～S47	1971～72	小田一昭	9代	岩元正二
S47～S48	1972～73	東博仁	10代	牧田健二
S48～S49	1973～74	杉原頼三	11代	川村洋
S49～S50	1974～75	竹野融	12代	新福栄熊
S50～S51	1975～76	後藤基彰	13代	福田敏之
S51～S52	1976～77	塘一郎	14代	岡元健一郎
S52～S53	1977～78	西田武雄	15代	河井時義
S53～S54	1978～79	吉村武文	16代	藤安辰造
S54～S55	1979～80	井上和人	17代	川上鐵太郎
S55～S56	1980～81	福島親比古	18代	浜田馨
S56～S57	1981～82	大久保圭一郎	19代	中村俊雄
S57～S58	1982～83	杉村進	20代	久保政次
S58～S59	1983～84	丸田美德	21代	高井敏治
S59～S60	1984～85	田中千尋	22代	池田廣
S60～S61	1985～86	外山三郎	23代	福田正臣
S61～S62	1986～87	岩澤光男	24代	中村善治
S62～S63	1987～88	池田卓郎	25代	小園正人
S63～S64	1988～89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1～H2	1989～90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2～H3	1990～91	今林重夫	28代	川田恵一
H3～H4	1991～92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4～H5	1992～93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5～H6	1993～94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6～H7	1994～95	佐々木典綱	32代	吉留益
H7～H8	1995～96	竹内三郎	33代	岩元基
H8～H9	1996～97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9～H10	1997～98	岡師鎮雄	35代	高山義則

## (歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
初代	川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
2代	高 徳 三 藏	44	49.0	99.11
3代	河 井 時 義	48	51.40	99.09
4代	藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
5代	安 楽 慶一郎	55	53.30	99.79
6代	柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
7代	高 井 敏 治	61	52.80	99.92
8代	久 保 政 次	65	52.60	98.83
9代	田 平 禮 章	73	53.19	99.01
10代	浜 田 馨	79	52.09	98.14
11代	外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
12代	小 山 幸 義	79	53.80	97.91
13代	池 田 廣	85	54.60	97.63
14代	中 村 善 治	86	55.70	95.49
15代	小 園 正 人	90	57.10	96.52
16代	三 角 桂次郎	87	56.45	96.59
17代	川 田 恵 一	88	57.25	96.92
18代	光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
19代	徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
20代	水 潤 清 治	89	57.02	93.96
21代	木 治 屋 克 已	85	57.18	93.75
22代	柿 市 高 重	81	58.27	92.05
23代	山 下 皓 三	86	58.23	93.31
24代	中 尾 洋	85	57.63	95.36
25代	櫻 美 義 明	89	58.10	94.74
26代	岩 元 基	91	58.05	94.06
27代	古 木 圭 介	90	57.97	93.21
28代	内 山 光 男	94	57.72	91.68
29代	上 原 滿	96	57.49	90.33
30代	玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
31代	佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
32代	江 夏 洋	87	57.29	88.94
33代	中 川 宏	87	57.86	90.62
34代	森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
35代	榎 田 浩 典	92	57.37	92.65

## 西ロータリー・クラブの推移

年号	西暦	ガバナー	会長	
H10～H11	1998～99	鯨島 哲也	36代	海江田 卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上 繁	37代	太原 春雄
H12～H13	2000～2001	安満 良明	38代	山元 正明
H13～H14	2001～2002	大淵 達郎	39代	竹下 威
H14～H15	2002～2003	海江田 卓	40代	水流 洋
H15～H16	2003～2004	吉松 成人	41代	片平 可也
H16～H17	2004～2005	三木 靖	42代	岩田 泰一
H17～H18	2005～2006	菊地 平	43代	山下皓三
H18～H19	2006～2007	富永 国俊	44代	徳留 忠敬
H19～H20	2007～2008	田村 智英	45代	古木 圭介
H20～H21	2008～2009	安満 良明	46代	川平 建次郎
H21～H22	2009～2010	秦 喜八郎	47代	野添 良隆
H22～H23	2010～2011	伊藤 学而	48代	南 徹
H23～H24	2011～2012	長峯 基	49代	玉利 賢介

(歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
36代	岩田泰一	96名	57.85才	91.91%
37代	村田和雄	97	57.53	91.54
38代	川平建次郎	95	59.02	93.92
39代	須田正己	91	60.02	91.03
40代	岩切 豊	89	60.40	88.00
41代	染川周郎	88	61.50	89.74
42代	江口清隆	80	62.00	85.56
43代	深尾兼好	81	62.40	84.54
44代	長柄英男	91	62.30	79.44
45代	玉利賢介	88	62.90	80.16
46代	天本美信	89	63.40	79.99
47代	原正親	83	63.70	77.80
48代	大山康成	81	64.40	
49代	藤安秀一	76	64.30	

## S・A・A

S A A : 町田 猛

副 S A A : 鮎川 吉弘

### 基本方針

西ロータリー・クラブらしさを出しながら、気品と秩序を守り、会員相互の親睦を計れるような楽しい例会になるように努める。

### 本年度の計画

1. 定刻開始、定刻終了になるよう進行に気配りする。
2. 会長・幹事、事務局と連携し、例会準備を行う。
3. 来訪者や新入会員への気配りに努め、楽しんでいただける例会を目指す。

## クラブ奉仕委員会

委員長：染川 周郎 委員：各委員長

### 基本方針

クラブ奉仕は、クラブの管理・運営の要であり、このことについての責任を強く自覚した上で関係する各委員会との連携・協調を強化し、さらにはクラブ奉仕活動の一層の推進に努力する。

### 本年度の計画

1. 毎回の例会を出席することに意義を感じることのできるものにする為に、出席委員会、親睦委員会、プログラム委員会と連携して創意工夫をする。
2. クラブ基盤の充実のため、会員増強委員会、会員選考委員会、職業分類委員会と連携して会員の純増を推進する。
3. 会報委員会、広報・IT委員会と連携して、ロータリーの奉仕の精神の啓発に努める。
4. クラブ奉仕委員会を適時開催して上記1～3の実現について工夫を重ねる。

## 会員増強委員会

委員長：田中 藤雄 副委員長：櫻美 義明  
委 員：榎田 浩典，南 徹

### 基本方針

本クラブの円滑な運営、活性化の為に、職種・年齢のバランスに配慮しつつ、会員お一人お一人にアプローチを行い、一人でも多くの入会情報をいただき、会員の増強意識を高めながら活動していきたいと思います。

### 本年度の計画

1. 会員の退会の未然防止に努めます。
2. 会員全員の皆様の協力で増強に努めます。
3. 各委員会1名の紹介をお願いします。
4. 入会3年未満の会員の活性化に努めます。

## 会員選考・職業分類委員会

委員長：久保 真介 副委員長：森 俊英  
委 員：岩元 基，水渕 清治  
村田 和雄，濱田 悅郎

### 基本方針

前委員長の基本方針を踏襲する。

### 本年度の計画

社会の進歩に伴う職業の多様化を考慮し、職業分類上、未充填を検討し、会員構成の充実に努め、また、会員増強委員会とも連絡を取り合い、推薦された人を検討し、速やかに理事会に報告する。

## 出席委員会

委員長：鮫島 信一 副委員長：小正 芳史  
委 員：野添 良隆，長柄 英男

### 基本方針

例会の出席に努め、出席することによる喜びと達成感を味わえるクラブにしたい。

### 本年度の計画

メークアップを奨励し、出席することによる親睦と相互理解の輪を広げたい。  
(自分の都合で、例会に出席できない時間帯が発生することはあります。  
しかし自分に都合の良い時間帯に他のクラブの例会を探すことは容易です。  
正規出席を推奨しながら、修正出席率の向上に努めます。)

## 親睦・ロータリー家族委員会

委員長：原 正親 副委員長：森山 輝也  
委 員：佐伯 壽郎，江夏 洋，鉢之原 大助，池田 勝一郎  
庵木 英雄，迫田 英介，大福 厚範，蓑田 満康  
海江田 総人，高橋 秀樹，坂元 利郎

### 基本方針

例会場での会員相互の親睦を図ることを目的とし、また会員家族との親睦の集いをより充実したものとするため各委員会と連携を図りながら、行事を計画し、さらに活気あるクラブの雰囲気づくりに努める。

### 本年度の計画

1. S A A と協力し活気ある例会づくりに努め、ニコニコの件数UPに努める。  
メンバー、ゲストのお迎えは従来通り。
2. クラブ行事に積極的に参加し交流を図る。
3. ゴルフコンペ、家族会、賀寿の会(桜の時期)を開催する。
4. 各委員会との交流会を企画する。

## ロータリー情報委員会

委員長：有村 仁志 副委員長：深尾 兼好  
委 員：福田 正臣，川平建次郎，岩切 豊

### 基本方針

鹿児島西ロータリー・クラブの会員がロータリー情報に关心を持ち、広く知識と理解を深めながら活動の成果に感動し、すべてに感謝することが大切である。

当委員会は、会員にロータリー情報を提供し、会員の研修に寄与するものである。

### 本年度の計画

1. 会員候補者および新入会員にロータリー情報を提供する。殊に、新入会員に対しては学習会への出席をすすめ、会員との対話の中からロータリーの歴史や様々な活動等について知識を得てもらう。
2. 学習会を主宰する。  
ここでは各委員会の支援・協力のもとに、様々な分野のロータリー情報を提供し、討論することで、会員のロータリーへの理解を深めてもらい、さらなる活動の一助となるよう努める。
3. 400回記念の学習会の内容を考える。

## 会報・雑誌委員会

委員長：坂木 貞剛 副委員長：天本 美信  
委 員：小田代 憲一，諏訪園 隆

### 基本方針

- (1) クラブの週報を発行する。
  - (2) ロータリーに関する雑誌(ロータリーの友)、単行本を紹介する。
- (1) (2) の活動を通じて、会員のクラブへの感心を喚起し、出席への意欲を刺激することにより、出席率の向上を計り、更にロータリーへの関心を高め学習の一助とし、クラブ活動の活性化を計る。

## 本年度の計画

- (1) について、週報の内容は不变とし (イ) 前回の例会の内容 (ロ) 他クラブ例会の情報 (ハ) 次会例会のプログラム案内 (二) ニコニコBOXの紹介他但小知識「四書五経」は二年続けたので切り替えたい。
- (2) について、(イ) 友誌の目立つ記事の紹介は毎月やりたい。(ロ) 友誌への記事の紹介に取り組みたい。(ハ) 単行本の紹介については、先輩の助力を仰ぎたい。

## 広報・IT委員会

委員長：松下 賢司 副委員長：上之園 正幸  
委 員：三木 武幸

### 基本方針

西ロータリー・クラブが、末永く奉仕活動を続けることができるよう、クラブの理念や活動内容を会員、会員関係者、地域社会の多くの人に伝えられるよう積極的に情報発信を行うとともに、ITを活用してスムーズなクラブ運営に貢献する。

## 本年度の計画

1. ホームページの更なる充実と情報発信によりクラブ内外からのアクセス拡大を目指す。
2. ITの活用により各委員会間の連携強化、会員同士の情報共有の活性化を目指す。
3. 地元マスコミとの連携を図り情報発信の機会を増やすことで活動の認知度向上を目指す。

## プログラム委員会

委員長：前田 義博 副委員長：内村 二郎  
委 員：池口 恵觀, 石井 英之

### 基本方針

会員の声をよく聞き、プログラムを構成する。卓話はそのための重要な手段であり、会員の相互理解を深めたい。

## 本年度の計画

1. 新入会員に卓話ををお願いして、会員の相互の理解を深める。
2. オールド会員に卓話ををお願いして(指名)、会員の理解を深める。
3. 外部卓話では、時機を得た話をする人をお願いする。

## 職業奉仕委員会

委員長：須田 正己 副委員長：中村 英幸  
委 員：日高 好久

## 基本方針

個人の職業や会員の職業に限らない、あらゆる有用な職業に対する重要性を認識させる。

特に職業奉仕委員会内に5つの分野(職業情報・職業活動表彰・就職相談・職業指導・ロータリー・ボランティア)を奨励し全てを実践出来るように活動する。

## 本年度の計画

1. 学習会において職業奉仕について討論しあいの職業奉仕の活動の情報を交換する。
2. 職場訪問を実施し、会員の職業に対する理解と認識を深め、また、優良従業員の表彰を実施する。
3. 新世代・ローターアクト委員会と協力し高校生の職業選択フォーラムに参加する。
4. 四つのテストを毎月の最終例会時に唱和し、会員の行動規範とするよう努める。
5. ボランティア委員会と協力し、職業を通じたボランティア活動を参画する。

## 社会奉仕委員会

委員長：上村 國博 副委員長：水流 洋  
委 員：岩男 秀彦，太原 春雄，竹下 威  
山元 正明，田畠 勇

### 基本方針

新世代(インターラクト・ローターアクト)の活性化を促進し、ロータリー・プロバスクラブとの対等な協力関係を構築することによって各世代が連携して地域社会へ奉仕活動ができる体制を整える。

### 本年度の計画

1. インターラクト、ローターアクトの活性化を図る。
2. インターラクト、ローターアクト・プロバスクラブとの連携を図る。
3. ゆうかり学園の訪問。
4. ロータリー賞の推薦。

## 新世代奉仕委員会

委員長：山之氏 秀行 副委員長：大山 康成

### 基本方針

青少年の健全な育成に努め、ローターアクト・インターラクト・ライラ・新世代会議等の活動を積極的に支援する。

### 本年度の計画

1. インターラクト委員会、ローターアクト委員会との連携を密にし、インターラクト、ローターアクト活動を支援する。
2. インターラクト、ローターアクトに積極的に参加し、青少年との交流に努める。

## ローター アクト 委員会

委員長：小山 光義 副委員長：赤塚 幸士郎

委 員：山下 皓三，海江田 領

### 基 本 方 針

ローター アクト 活動に参加し、会議・活動がより活性化するようローター アクト 会員と研究し、助言、支援する。また、会員増進に協力、支援する。

### 本年度の計画

1. ローター アクト 例会への参加(月2回)
2. ローター アクト 会員とロータリー・クラブ 会員の親睦会を開催する。
3. 会員増強への協力と支援を行う。
4. ボランティア奉仕作業、バザーへの参加、協力。
5. ローター アクト 地区連絡協議会、年次大会への参加。

## インター アクト 委員会

委員長：山元 將孝 副委員長：新福 大一郎

委 員：高山 義則，福元 紳一

### 基 本 方 針

鶴丸高校、鹿児島高校の顧問教師との交流に努め、また地区委員会との連携を図り、現状把握をしっかりと行う。そのうえで、次世代を担うインター アクト生が、地域社会への奉仕・国際理解と親睦の輪が広げられるように支援体制をとっていきたい。

### 本年度の計画

1. 職業選択フォーラムの開催
2. 委員会活動の活性化を図る
3. インター アクト 提唱高校の校長・顧問教師とインター アクト 委員との交流会の開催。

## 国際奉仕委員会

委員長：七枝 敏洋 副委員長：中園 雅治  
委 員：古木 圭介，玉川 哲生，岩田 泰一

### 基本方針

ロータリー活動を通じて、国際理解、友好と親善を推進する。  
青少年の国際理解を推進し平和教育に寄与する。

### 本年度の計画

1. 姉妹クラブのサンライズロータリークラブとともに青少年交換プログラムを育成する。2012年度派遣(第25回)の準備をする。
2. GSEプログラムに協力する。
3. Weyna Arthur君(2730地区青少年交換事業：9月から6月)のホスト役を務める。
4. 鹿児島西ロータリー・クラブ創立50周年交流事業を検討する。
5. 国際奉仕に関して、会員の理解を深め情報を共有する。

## ロータリーアクション委員会

委員長：濱崎 一郎 副委員長：江口 清隆  
委 員：山田 晴彬，有馬 戦男

### 基本方針

財団の事業への理解を深めていただき、一層の協力を頂くよう努力する。

### 本年度の計画

1. これでいいのだろうか？財団について研修を行い、向上心を養っていきたい。
2. ポール・ハリス・フェロー、準フェロー、マルチプル・フェロー、ベネファクターの増加を計る。

## 米山奨学会

委員長：川畠 宏二

### 基本方針

米山記念奨学事業の目的・現況についての情報を提供し、会員の理解を深めることにより、事業推進への物心両面の協力が得られるように努める。

### 本年度の計画

1. 米山記念奨学会についての情報を、学習会等で適宜提供し、啓蒙を促進する。
2. 米山ランチ等による普通寄付ならびに特別寄付の充実を図る。

## 鹿児島西ロータリー・クラブ定款

\* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

### 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

### 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、鹿児島市および垂水市とする。

### 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深めあらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、新世代の若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第6条 会合

### 第1節 — 例会

#### (a) 日および時間

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならぬ。

#### (b) 会合の変更

正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日、または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

#### (c) 取消

例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

## 第2節 — 年次総会

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第7条 会員身分

### 第1節 — 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

### 第2節 — 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

### 第3節 — 正会員

R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

(a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員の元のクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件づけるものである。

(b) 元会員。本クラブは、本節のサブセクション(a)に明記されている通り、ほかのクラブから要請があった場合、本クラブの元会員が本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

### 第5節 — 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

### 第6節 — 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、

およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

#### 第7節 — 公職に就いている人

一定の任期の間、選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で、一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

#### 第8節 — RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

### 第8条 職業分類

#### 第1節 — 一般規定

(a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業、または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

#### 第2節 — 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出ではならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出

によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになつても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであつてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## 第9条 出席

### 第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
  - (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
  - (2) ローターアクト・クラブ、インターラクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターラクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
  - (3) R I国際大会、規定審議会、国際協議会、R I元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I理事会またはR I理事会を代行するR I会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R Iの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
  - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもつてそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかつた場合。または、
  - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
  - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または
  - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加

## 型の活動

に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中、他国で例会に出席するならば、メーケアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメーケアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときには、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メーケアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

## 第2節 — 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

## 第3節 — 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。
- (b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

## 第4節 — R I 役員の欠席

会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

## 第5節 — 出席の記録

本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出

席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

## 第10条 理事および役員

### 第1節 — 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

### 第2節 — 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

### 第3節 — 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事は、各会員に対して当該提訴の予告をしなくてはならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

### 第4節 — 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

### 第5節 — 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、

所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

## 第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

## 第12条 会員身分の存続

### 第1節 — 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

### 第2節 — 自動的終結

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
  - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
  - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節 — 終結 — 会費不払

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節 — 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない(R I理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと、終結することができる。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節 — 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、ロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準および「四つのテスト」とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面によ

る答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を証明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

#### 第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

#### 第7節 — 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

#### 第8節 — 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべ

ての負債が完済されていることを前提とする。

#### 第9節 — 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

#### 第10節 — 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関するいかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができます。

### 第13条 地域社会、国家、および国際問題

#### 第1節 — 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

#### 第2節 — 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

#### 第3節 — 政治的主題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策について、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動

を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

#### 第4節 — ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

### 第14条 ロータリーの雑誌

#### 第1節 — 購読義務

R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条规定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

#### 第2節 — 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、R I の事務局またはRI 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

### 第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

### 第16条 仲裁および調停

#### 第1節 — 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

#### 第2節 — 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

### 第3節 — 調停

このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって進められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

- (a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

### 第4節 — 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。

### 第5節 — 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

## 第17条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

## 第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするた

めに、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

## 第19条 改正

### 第1節 — 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第2節 — 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案についてR I理事会に意見を述べることができる。

(付則) 1. この定款は、2010年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2010年06月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. 2010年5月26日、「2010年規定審議会」に基づき、定款を改定した。

「標準ロータリー・クラブ定款」が発表された場合には、差し替え、R I理事会の承認を求める。

(付則) 1. この定款は、2010年04月14日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年03月12日、R I日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年01月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

# 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

\*注：推奨ロータリー・クラブ細則は、単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事柄に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案を RI事務総長に提出して、RI理事会の審議を乞わなければならぬ。

## 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理 事：本クラブの理事会メンバー
3. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち、理事会の裁量により、《本細則 第3条 第2節 に規定された通り》役員6名〔会長、直前会長、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)幹事、会計および会場監督〕および理事5名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代奉仕委員長および副幹事)の11名からなる理事会メンバー(理事)で、理事会を構成する。

## 第3条 理事および役員の選挙

### 第1節 役員および理事の選出

- (1) 役員を選出すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員(会長)は会員に対して、2名の役員ノミニー〔則ち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次の年度がスタートすると会長エレクト・副会長・クラブ奉仕委員長)および次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次の年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)〕、2名の役員エレクト〔即ち、次年度会計および次年度会場監督〕、および4名の理事エレクト(即ち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代奉仕委員長)を指名することを求めなければならない。
- (2) 適法に指名された候補者は、年次総会において審査される。
- (3) 年次総会において出席者の過半数をもって承認された候補者が、それぞれ該当する役職(役員および理事)に当選したものと宣言される。
- (4) 前記の方法で選出された次々年度会長候補者は、会長ノミニー(副会長エレクト・

クラブ奉仕副委員長)となる。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)の役職名が与えられる。即ち、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)として理事会のメンバーを務め、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。

- (5) その指名は、クラブの決定するところに従って立候補あるいは会員間の推薦または理事会の推薦によるものとする。
- (6) なお、新年度になると、既に選出されている会長エレクトは次年度会長に、幹事エレクトは次年度幹事に、会長ノミニーは会長エレクトに、また任期を終える現会長は直前会長として次年度役員に就任し、幹事ノミニーは次年度幹事エレクトとして次年度理事に就任するものである。

## 第2節 理事会の構成

理事会は、役員6名[会長、直前会長、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)幹事、会計および会場監督]および理事5名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代奉仕委員長および副幹事)の11名からなる理事会メンバー(理事)で構成する。

## 第3節 役員および理事の欠員補填

理事会(11名の理事会メンバー)またはその他の役職(委員会委員長等)に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

## 第4節 役員エレクトおよび理事エレクトの欠員補填

役員エレクト(6名)または理事エレクト(5名)の地位に生じた欠員は、残りの役員エレクトおよび理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

# 第4条 役員の任務

## 第1節 会長

- (1) 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、会長から委託された会長経験者が、本クラブの会合(例会等)において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行う。

## 第2節 直前会長

- (1) 理事会のメンバーとしての任務およびその他の会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって直前会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、例会等の会合において会長代理を務め、あるいは他の会長代理(会長経験者)を補佐する。
- (3) 会長不在の場合は、本クラブの理事会において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行う。

### 第3節 会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)

理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

### 第4節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

### 第5節 会計

- (1) すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。
- (2) その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

### 第6節 会場監督

通常その職に付隨する任務、およびその他、会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

## 第5条 会合

### 第1節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。
- (2) この年次総会において、2名の役員ノミニー[すなわち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次の年度がスタートすると会長エレクト・副会長・クラブ奉仕委員長)および次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次の年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)]、2名の役員エレクト[すなわち、次年度会計および次年度会場監督]および4名の理事エレクト[すなわち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代奉仕委員長]の選出を行わなければならない。

(注：本クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

### 第2節 例会

- (1) 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。(定例会)
- (2) 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく

通告されなければならない。

- (3) 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または本クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは本クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。（出席またはマークアップの義務）

### 第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節 理事会

- (1) 定例理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

### 第5節 理事会の定足数

理事（11名）の過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 入会金および会費

### 第1節 入会金

- (1) 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。ただし、本クラブ定款第11条の規定（ただし書き）に該当する場合はこの限りではない。
- (2) 社用（転勤等）により退会した会員（身分は個人会員）の職務を受け継いだ者（身分は個人会員）が入会する場合、入会金の納付は免除されるものとする。（ロータリーでは法人会員はない）

### 第2節 会費

会費は年額190,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

#### (a) 会期途中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と年会費の残存月額分を納入すべきものとする。（1,000円未満は切捨て）

#### (b) 会期途中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が、会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分からあとの残存月額分を返還する。入会金は返還しない。（1,000円未満は切捨て）

### (c) 名誉会員への対応

本細則第13条第7節により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除される。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、<sup>\*</sup>口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(※注：口頭による採決とはクラブの表決が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

## 第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## 第9条 委員会

### 第1節 総説

(1) 本クラブの各委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力することが推奨される。

(2) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・新世代奉仕委員会

### 第2節 委員会の設置

(1) 会長は、理事会の承認の下に常任委員会の任務の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。

(2) 継続性を保持するため、可能であれば同じ委員会を数年間継続的に務めるよう、委員会委員を任命することが推奨される。

(3) 会長エレクトおよび幹事エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

- クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会は、副会長(会長エレクト)をクラブ奉仕委員長とし、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を委員として構成される。
- (b) クラブ奉仕委員会は同時に、国際ロータリーの推奨する「研修・リーダーシップ委員会」の任務を担当する。
- (c) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
  - ・会員増強・維持委員会
  - ・会員選考・職業分類委員会
  - ・出席委員会
  - ・親睦・ロータリー家族委員会
  - ・ロータリー情報委員会
  - ・会報・雑誌委員会
  - ・プログラム委員会
  - ・広報・IT委員会
- (d) 会長は、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) 会長は、クラブ奉仕委員会の特定分野を担当する各委員会の設置について、本クラブ細則第9条第1節の規定に基づき、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または、1名または数名の委員を2ヵ年または3ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせるものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、おのおの3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。
- (g) 会報・雑誌委員会は、クラブ週報の編集・刊行を行うこととし、可能である限り地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めるものとする。

#### ●職業奉仕委員会

本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する委員会として、本委員会を設置する。

#### ●社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会は、社会奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は理事会の承認の下に社会奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

- ・ロータリー賞推薦委員会

「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた表彰制度である。鹿児島西ロータリー・クラブは、昭和40年3月を第1回として、『社会の目立たないところで、誠実にまた継続的に、意義のある社会奉仕活動を続けている個人あるいは団体を顕彰する制度』である「ロータリー賞」を創設し、クラブ内の推薦委員会および理事会の選考を経て受賞者を決め、毎年クラブ創立記念日前後のクラブ例会で表彰式を行っている。

- (c) ロータリー賞推薦委員会は、クラブ奉仕委員会委員長を委員長とし、社会奉仕委員会委員長を副委員長とする委員会で、職業奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長および新世代奉仕委員会委員長を委員として構成される。
- (d) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

- 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会は、国際奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は理事会の承認の下に国際奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
  - ・ロータリー財団委員会
  - ・米山奨学会委員会
- (c) 米山奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。
- (d) 米山奨学会委員会は、ロータリー米山奨学生の世話を、財団法人ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励を任務とする。

- 新世代奉仕委員会

- (a) 新世代奉仕委員会は、新世代奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 新世代奉仕委員会は、平和で健全な次世代社会の構築を託す年令30才までの若い人の、保護と育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (c) 会長は理事会の承認の下に新世代奉仕委員会の中の特定分野を担当する委員会として、18未満を担当するインターラクト委員会と、18才から30才を担当するロータラクト委員会を設置し、新世代奉仕委員会に監督、調整させる。
  - ・ロータラクト委員会
  - ・インターラクト委員会

## 第10条 委員会の任務

### 第1節 総説

- (1) 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I 資料を参照するものとする。
- (2) 奉仕プロジェクト委員会(委員長会)は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕の部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。
- (3) 会長エレクト(クラブ奉仕委員会委員長・副会長)は、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

### 第2節 各委員会の任務

#### ● クラブ奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施することを任務とする。
- (2) この委員会は同時に、国際ロータリーの推奨する「研修・リーダーシップ委員会」の任務を担当する。すなわち、「新会員も古くからの会員も含めクラブ会員が、国際ロータリーならびにロータリー財団の目標、規則およびリソースに関する知識が欠如していると指摘されずに済むように、会員に対して定期的、継続的に情報提供と研修を実施する。」という任務である。
- (3) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。
- (4) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
  - (a) 会員増強・維持委員会
    - ・この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、クラブがバランス良く構成されるために、適当な成人の入会を勧誘し、理事会に推薦する。
    - ・入会候補者の推薦に当たっては、国際ロータリー定款第5条(会員)を参照する。
    - ・この委員会は、現会員が会員を継続できるよう包括的な計画を立て、理事会の承認のもとに実施する。
  - (b) 会員選考・職業分類委員会
    - ・この委員会は、会員に推薦されたすべての候補者を、個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位ならびに一般的な適格性を徹底的に調査し

なければならない。

- ・すべての申し込みに対する委員会の決定は、理事会に報告しなければならない。
- ・この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。
- ・この委員会は、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。
- ・この委員会の課題となるあらゆる職業分類の問題については、理事会と協議しなければならない。

(c) 出席委員会

- ・この委員会は、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること(これには地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案するものである。
- ・この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。

(d) 親睦・ロータリー家族委員会

- ・この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクレーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- ・この委員会は、ロータリー・クラブがすべての支援者(ロータリアンとその家族、退会者、物故者およびその配偶者、その他)にも心を配るにあたって、その方策を考案し、実行するよう努めることを任務とする。

(e) ロータリー情報委員会

- ・この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供するという任務をもつ。
- ・入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブ学習会を主宰する。

(f) 会報・雑誌委員会

- ・この委員会は、クラブ会報委員会と、雑誌委員会を兼務する。
- ・この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、

会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。

- ・この委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主宰し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕ならびにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(g) プログラム委員会

- ・この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、理事会の承認を受け、手配する。

(h) 広報・IT委員会

- ・この委員会は、広く一般の人々にロータリーについての情報を提供し、本クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報・宣伝する方策を考案し、これを実施するものである。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブのホームページを管理監督するものである。
- ・ホームページへの搭載に当たっては、理事会の承認を受ける必要がある。
- ・ホームページに搭載された記事等の著作権は投稿記事の著者と鹿児島西ロータリー・クラブに帰属する。

●職業奉仕委員会

- (1) 職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法であり、ロータリーボランティアとは、すべてのロータリアンがその職業を通じて、ロータリーのモットーである「超我の奉仕」を実践することである。
- (2) 職業奉仕およびロータリーボランティア活動は、ロータリー・クラブと会員両方の責務とされる。
- (3) この委員会は会員の職業奉仕およびロータリーボランティアに関する意識向上に寄与すべく、プログラムを企画し実施する。

●社会奉仕委員会

- (1) この委員会は、「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」、および「協同奉仕」等に关心を寄せ、本クラブの社会奉仕活動に関して、積極的な方策の考案と実践を模索する。
- (2) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱して設立された「鹿児島西

「プロバスクラブ」の活動を全面的に支援する。

- (3) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の各特定分野について設置された委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、ひろく一般市民の中から「ロータリー賞」受賞の該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつ。

●国際奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄について、その諸義務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものである。

- (2) 国際奉仕委員会委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリー財団委員会

・手続要覧 2007 p125によれば、「国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団運営委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第8部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。」「ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解の平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。それは具体的にRI理事会と管理委員会が、ポリオ・プラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的および文化的プログラムを強調し充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を支給し、人々の間の平和な関係を深めるためにプログラムを拡充することである。(ロータリー財団章典 1. 040.)」とある。

・この委員会は、全ロータリアンに「ロータリー財団」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

(b) 米山奨学会委員会

・財団法人「ロータリー米山記念奨学会」によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・

クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持の貢献することを目的とする。」とある。

- ・この委員会は、全ロータリアンに財団法人「ロータリー米山記念奨学会」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー米山記念奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

- (3) 1989年、国際奉仕委員会の提案に基づき、クラブ理事会は米国カリフォルニア州サンタローザ市所在の「サンライズロータリー・クラブ」との友好協約を締結した。「鹿児島西ロータリー・クラブ」は、この姉妹協約に多大な貢献をした「鹿児島サンタローザ友好協会」に敬意を表し、「鹿児島サンタローザ友好協会」に対する支援として、毎年一定額の助成金を拠出することとした。この奉仕事業はこの委員会の任務とする。

#### ●新世代奉仕委員会

- (1) この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (2) 手続要覧2007 p 95によれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために、新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのR I構成プログラムとは、インターアクト、ロータークト、ロータリー青少年指導者養成プログラムおよび青少年交換である。奉仕の機会に関する項目の内容(例えば、危機下の児童擁護、保健、識字・計算能力向上)もまた新世代のニーズに取り組む。」とある。
- (3) この委員会は、新世代奉仕委員会活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (4) この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会と協力するものとする。
- (5) 新世代奉仕委員会委員長は、新世代奉仕委員会の諸活動全部に対して責任をもち、かつ新世代奉仕委員会の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (a) ロータークト委員会
- ・手続要覧2007 p98によれば、「ロータークト・プログラムは、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識と技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて

全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにある。(ロータリー章典 41. 020. 1.)」とある。

- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鹿児島西ロータリアクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。

(b) インターアクト委員会

- ・手続要覧2007 p96によれば、「インタークト・クラブは、奉仕活動と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インタークト・クラブに入会できる者は、高校に在学中の学生または年令14才から18才までの若い人である。新しいインタークト・クラブの創立会員数は、最低15名であると推奨されるが、これは義務付けられているものではない。(ロータリー章典 41. 010.)」とある。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターラクト・クラブ」および「鹿児島高校インターラクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。
- ・その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。

- (1) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (2) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (3) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

## 第11条 出席義務規定の免除

- (1) 本クラブ定款第9条第3節(a)に規定するように、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間(最長12ヶ月間)に限り本クラブの例会出席を免除される。
- (2) このほか、本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められる「出席規定の免除」もある。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。ただし、その会員および本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められた「出席規定の免除者」が、自他のクラブの例会等に出席すれば、本クラブの出席記録に算入される。)

## 第12条 財務

### 第1節 予算書の作成

(1) 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

(2) 予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

### 第2節 資金の預金

(1) 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

(2) クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

### 第3節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は、権限を持つ役員3名(会長、幹事と会計)の署名、捺印する伝票に基づき、会計の署名捺印する小切手または銀行振り込みもしくは現金をもって支払われるものとする。

### 第4節 勘定書の監査

本クラブのすべての資金業務処理は、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

### 第5節 資金の安全管理と保証

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

### 第6節 会計年度

(1) 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

(2) 人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

## 第7節 特別会計

- (1) クラブ会員から「スマイルボックス(ニコニコ)」に拠出される資金等を財源とする鹿児島西ロータリー・クラブ特別会計の支出部門は、「鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度」および「特別積立金への繰り入れ」のみとする。
- (2) ただし、「理事会の承認した3年以上にわたる特例事業」には活用できるものとする。

## 第13条 会員選挙の方法

### 第1節 会員候補者の推薦

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された入会候補者(ロータリーでは法人会員がなく、すべて個人会員)の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。
- (2) 移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。
- (3) この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

### 第2節 会員候補者の資格の確認

理事会は、その被推薦者(入会候補者)が本クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

#### (a) 会員候補者

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節のもとに正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになんでも、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節のもとに転入先のクラブが、当該会員の元のクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件づけるものである。

#### (b) 元会員

本クラブは、本節のサブセクション(a)に明記されている通り、ほかのクラブから要請があった場合、本クラブの元会員が本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

### 第3節 会員候補者への入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は結果を推薦者に通告しなければならない。

#### 第4節 入会の承認を受けた入会候補者への入会前の対応

- (1) 理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員長、幹事または推薦者は、被推薦者に対して、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。
- (2) この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

#### 第5節 会員候補者の入会の確定

- (1) 被推薦者(入会候補者)についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本クラブ細則に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。
- (2) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者(入会候補者)は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

#### 第6節 入会式

- (1) このような手続きが終了した後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員(新入会の会員)に対して、幹事の準備する「会員証」を発行し、ロータリー情報委員会の準備する「ロータリー情報に関する資料」を提供するものとする。
- (2) 会長もしくは幹事は、新入会の会員に関する情報を、RIに報告しなければならない。
- (3) 会長、幹事またはロータリー情報委員会委員長は合議の上で、当該新入会の会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員1名を指名しなければならない。
- (4) 会長または幹事は、同新入会の会員を、いずれかの奉仕委員会または役目に配属する。

#### 第7節 名誉会員の推薦

理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けた上で、本クラブ定款第7条第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

### 第14条 決議

- (1) 本クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。
- (2)かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。
- (3)退会を希望する会員は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

## 第15条 議事の順序

- ・開会宣言
- ・来訪者の紹介
- ・来信、告示事項、およびロータリー情報
- ・委員会報告(ある場合)
- ・審議未終了議事
- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

## 第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(付則) 1. この細則は、2010年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2010年06月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. 2010年5月26日、「2010年規定審議会」に基づき、細則を加筆改訂した。

(付則) 1. この細則は、2010年04月14日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年03月12日、RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年、1月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

## 鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリー・クラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章(県民表彰、南日本文化賞授章)等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員      ¥20,000と15,000相当のお花、死亡広告(ただし、ご遺族の了解を得た場合)

2. 夫 人      ¥20,000と¥15,000相当のお花

3. 父母又は子女    ¥10,000と¥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

# 鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱

## 第1条 目的

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として制定され、高校生を対象として奨学金を支給し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

## 第2条 基金

「奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリー・クラブ」の諸積立金のうち、500万円を充当し、逐次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。」とされた。

## 第3条 基金の運用

長期にわたり「基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。」とされてきたが、社会情勢の変化に伴い、基金の利息のみによる制度維持は困難となつたため、「鹿児島西ロータリー・クラブの特別会計」の一部を財源とし、制度の維持に当たる。

## 第4条 奨学金の給付対象

当初は奨学金の給付対象を、「鹿児島西ロータリー・クラブ」の提唱によって「インターフェクト・クラブ」を設立した「鹿児島県立鶴丸高等学校」と「津曲学園鹿児島高等学校」に在籍する高校生の中から、経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児または校長が特に必要と認める生徒とする。ただし、財源に照らし合わせながら、「鹿児島西ロータリー・クラブの理事会」が承認すれば、奨学金の給付対象を変更することも可能である。

## 第5条 奨学金の給付金額および対象人数

当初は1人当たり月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。ただし、財源に照らし合わせながら、「鹿児島西ロータリー・クラブの理事会」が承認すれば、奨学金の給付金額および対象人数を変更することも可能である。

## 第6条 奨学金受給者の選考

「インターフェクト委員会」は、毎年4月、各校長より推薦された者の中から、奨学金受給候補者を選考し、その候補者名簿を新世代奉仕委員長(理事)に提出する。新世代奉仕委員長(理事)は理事会に諮り、理事会が奨学金受給者を決定する。

## 第7条 その他

その他、必要な事項は、理事会で審議し決定する。

(附則1) 本改訂要綱は平成22年4月1日より実施する。

(附則2) 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

# 充填及び未充填職業分類表

2011年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	冷暖	房	宝石・貴金
2	園體	33	洗濯及び
3	自動車工	34	法皮革及び
4	精飲	35	皮機械及び
5	清涼飲	36	機医療器及び
6	放築材	37	送料医藥及び
7	建ジネスサ一ビ	38	業料医藥及び
8	化學工	39	被業ス業一ビ
9	被服工	40	通信事
10	被服工	41	被服工
11	通築設	42	築業事
12	築建維	43	築業事
13	織工	44	業光塗料
14	織工	45	業光塗料
15	衣料及び雜	46	被業紙寫刷
16	教氣及び電子工	47	被業印宣刷
17	電金芸	48	被業印宣刷
18	防消漁	49	被業融動
19	防及び防	50	被業火工
20	防及び防	51	被業火工
21	食品工	52	被業火工
22	家具及び備	53	被業船
23	ガス工	54	被業船
24	ガラス工	55	被業石倉
25	金園	56	被業運車
26	ホテル・リゾート及びレストラン	57	被業運車
27	福祉	58	被業車輛
28	保険業	59	被業水道
29	保険業	60	被業木
30	鐵鋼	61	被業サ
31			一ビス

関連分類 61種 (内充填30, 未充填31種)

分類 148種 (内充填76種, 未充填72種)

会員総数 78名

内訳 正会員 78名

(名 譽 会 員) 2名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
池 田 幸 廣	放 射 線 科 医	放射線科池田診療所
小 山 幸 義	飲 食 業	

# 職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2011年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

職業分類表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	冷暖房	冷暖房配布	玉利賢介	(株)ナンセン		
2	団体	体育・社会教養・生活協同組合	海江田嗣人	NPO法人「諸を愛する会」		
3	自動車工業	自動車修理・自動車部品製造・国産車販売・フォークリフト販売	佐伯壽清	水測産業(株)		
4	酒精飲料	自動車販売	水測	水測産業(株)		
5	清涼飲料	酒類配布	小正芳史	小正醸造(株)		
6	放送	酒類配布	三木武幸	(株)鹿児島放送		
7	建築材料	酒類配布	町田猛洋	(株)垂水生コン (株)ニットク		
8	ビジネスサービス	生コン製造・販売	公認会計士	徳留忠郎	徳留・岩元会計事務所	
9	化学生産	生コン製造・販売	税理士	坂元利郎	社会保険労務士法人ヒューマンサポート	
10	被服工業	生コン製造・販売	社会保険労務士	村田和雄	(株)ムラタ薬品	

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
11	通信事業	電話通信事業 電話設備工事 情報サビス	松江口賢清	西日本電信電話㈱ 鹿児島支店 アイ電子工業㈱		
12	菓子	和菓子製造 菓子材料配布	岩迫田泰英	(名)明石屋菓子店 壽屋製餡所		
13	建設業	道路建築 請負 コンクリート建築 建築設計 建築リース 建設 港湾 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設 技能者訓練 商店 管工 総合 建築	須蓑浜園 正満一 田崎 田嶋 諏訪園 己康郎 満一郎 坂本建設㈱	株須田建設工業 みのだ設計 中央仮設㈱	川畑宏二 株城山 内村二郎 内村建設㈱	加工業㈱
14	織織業	木建築 建築 建築 備練業 建築 事築 馬戦 幸 中村 内村 岩元 基	太陽熱温水器㈱			



番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
20	消防及び防火					
21	漁業	水産物配布				
22	食品工業	砂糖粉配布 小麦粉配布 種子製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸漬食料品 中醸漬食料品 健米 業 アイスクリーム製造 青果配布	山元正明 藤安園畠 中田 玉川 大山	河内源一郎商店(株) 藤安醸造(株) 株中園久太郎商店 ケイビー食品(株)	一治勇 秀雅 安園畠 哲生 成行	
23	家具及び備品					
24	ガラス工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀	鹿児島酸素(株)		
25	ガラス工業	ガラス配布				
26	金属	物				
27	園芸	芸				
28	木工ゾーネ	テルル・及び ト及び	飲食業 ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華)	小山光義 森山輝也	株鶴鳴館 ホテルレクストン鹿児島	

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務	先	会員名	勤務	先
29	福祉	障害者施設 老人保健施設 老人福祉施設 保育園	水 流 洋 前 田 義 博 赤 塚 幸 士 郎	社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 社会福祉法人寿康会特別養護老人ホーム寿康園 社会福祉法人育珠会玉里園地保育園				
30	保険	火災保険 生命保険 アーナンシャル・プラン ガーラン 保険	高 橋 秀 敏 七 枝 敏 樹 高 七 橋 七 秀 樹 敏 樹 高 七 枝 七 保 七 險 七	日本生命保険(相)鹿児島支社 ソニーライフ保険株式会社				
31	鉄鋼業							
32	宝石・貴金属							
33	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ						
34	法律	民事弁護士 商業事務公証人	染 川 周 郎 福 竹 下	染川法律事務所 一 威				
35	皮車工業							
36	機械及び装置							



番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
42	楽器用	品	電子複写機配布			
43	事務用	品	機務	新福 大一郎 株しんぶく		
44	光学製品					
45	塗料及び装飾		装飾材料配布			
46	紙工業					
47	写真	写真配布				
48	印刷及び出版		書籍販売 坂木 貞剛 印刷 新聞発行 岡本 美正 報道 データプリントサービス	県庁書店 天之園	アシア印刷株 株南日本新聞社	
49	宣伝		広告取扱 深尾 兼好 イベント企画 原正親 看板製造 株シイツウ イベント設営 株舞研			
50	不動産	不動産鑑定				
51	観光事業		池口 恵觀 豊	烏帽子山最福寺 松原神社		
52	宗教	仏教	岩切道			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	会員名	勤務先
53	ゴム工業							
54	船舶及び航海用具							
55	石材工業	墓石販売						
56	倉庫	庫業						
57	運輸	バス事業 タクシー海上輸送 陸上輸送	岩男秀介 古木圭介	彦馬リックストライン(株) 肥薩おれんじ鉄道(株)				
58	車両工業							
59	上下水道及び灌漑							
60	木材工業							
61	サービス業	防犯システム 賃貸マンション管理業 ビル清掃業 商事会社 ビルメンテナンス業 駐車場	日高好久 ブル清掃 会社 久保眞厚 大福藤中 大田場	久保眞厚 大成ビルサービス(株) (有)エムデンテクノハーキング	鹿児島南嶺商店(株) 大成ビルサービス(株) (有)エムデンテクノハーキング			

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
池田廣幸	医師	放射線科池田診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
小山幸義	会員							892-0853	城山町3-24	224-0306
A 有馬誠	建設機械	太陽熱温水器	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-10 鹿児島流通業務用田地	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	282-7878
天本信	印刷	アシア印刷	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0863	西坂元町46-12	247-5842
庵木英雄	武道	大東流合氣柔術磨合鹿児島県支部	支部長					890-0035	田上町5329-1	264-7545
有村仁志	眼科医	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
アユ鮎川吉弘	エネルギー産業	岩崎産業	取締役	892-8518	山下町9-5	223-1129	222-7477	899-5652	姶良市平松5674-2	0995-95-924
赤堀幸士郎	保育園	社会福祉法人育え会玉里園	事務長	892-0811	玉里園地3-30-6	229-1263	228-6885		同左	229-1236
D 大福厚範	ビルメンテナンス業	大成ビルサービス株	取締役副社長	892-0845	樋之口町11-22	224-1416	224-1949	892-0875	川上町549番地33	244-5964

# 会員名簿

2011年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
E 榎田 浩典 エノキ ヒロタツ	紳士服オーダー	(有)エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0033	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
E 江口 隆清 エグチ キヨタカ	電話設備工事	アイ電子工業株	代表取締役会長	890-0031	武岡五丁目51-25	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106
F 福田 正臣 フクダ マサト	内科	医清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0038	翻案町12-274 恵庭町4丁	223-2092
F 深尾 兼好 フカオ カネヨシ	イベント企画	㈱シイツウ	代表取締役社長	890-0056	下荒田1-1-20 さとうがわ2F	297-5711	297-5712	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
F 藤安秀一 フジタケル	醸造	藤安醸造㈱	代表取締役社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0033	住吉町6-20	224-1069
F 福元伸 フクモトシン	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0038	金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007	伊敷台一丁目37-2	220-8600
H 錐之原大助 ホコノハラダイスケ	医療法人	医療法人卓翔会市比野記念病院	理事長	895-1203	薩摩川内市樋脇町市比野3079	0996-38-1200	0996-38-0115	890-0007	伊敷台一丁目37-3	228-6883
H 日高好久 ヒダカヨシヒサ	賃貸マション管理業	㈱タイムリリー	代表取締役社長	892-0037	甲突町28-2	224-6542	222-5473	892-0004	春日町6-14	248-7770
H 濱田悦郎 ヒマツタエイ	小児歯科医	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷台2丁目16-23	229-8088
H 清崎正親 ヒタチカマサト	建築リース中	中央仮設	代表取締役会長	890-0003	伊敷6丁目7-35	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
H 原正親 ヒラマサト	イベント設営	舞研	代表取締役社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0150	坂之上1丁目12-7	262-1124

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL	
I	岩元モト 池口エ 岩男ヒコ 岩田ヤス 岩田タ 池田カツイチロウ 岩切キリ 石井イシイ	ハジキ 基 惠 秀 和 泰 和 勝 豊 英 井	綿製品配布 仏教 海上運輸 和菓子製造(名)明石屋菓子店会社 調剤薬局 神道宗教法人松原神社 証券引受大和証券㈱鹿児島支店	烏帽子山最福寺法 マリックスライン㈱ 代表取締役会長 金生町4-16 荒田2-74-2 松原町3-35 金生町6-9	891-0133 892-0836 890-054 892-0833 892-0821	平川町4850-1 錦江町1-7 金生町4-16 荒田2-74-2 松原町3-35 金生町6-9	261-2933 226-6778 226-0431 253-9141 222-0343 223-5945 223-8160	261-2242 226-2126 224-1062 259-6065 223-5945 890-0014 892-0841	890-0082 892-0854 892-0847 890-0054 890-0014 草牟田一丁目23-41 照国町1-30	紫原二丁目35-13 長田町25-4 西千石町2-13 荒田2-74-2 草牟田一丁目23-41 223-8962	253-6440 222-8018 224-0658 253-9141 223-8962	222-4454
K	古木ケイ 江夏アキ 海江田ヒロ 川平建次郎 川畑宏二 久保シズ 上村ムラ 小正芳美 海江田カイ	圭介 洋 卓 ジロウ タカシ 真介 國ヒロ 芳ヒロ 嗣人	陸上運輸肥薩おれんじ鉄道㈱ 産業機械配布㈱ 高等學校 放射線科医療法人建星会川平ケンニク 建設設備旭工業 医療法人建星会川平ケンニク 商事会社 育児島高等学校 医療法人建星会川平ケンニク 学校 小正醸造㈱ NPO法人「渚を愛する会」	代表取締役社長 代表取締役 宇宿二丁目1-26 放送作家 理事長 院 長 代表取締役 代表取締役 代表取締役 校 社 理事(業店主)	866-0031 890-0073 890-0046 890-0054 890-0045 890-0042 890-0042 891-0123 891-0114	熊本県八代市萩原町 1丁目1番1号 宇宿二丁目1-26 西田2-7-16第2工/キタビルF 荒田1-55-17 武二丁目29-5 一丁目21-9 255-5131 251-7868 256-5061 255-5133 255-3211 260-2970 266-5928	(0965) 32-5411 252-2109 256-3980 255-5133 251-7325 258-0080 258-0086 266-5928 67-2338	(0965) 32-5411 256-3980 255-5133 251-7325 258-0080 260-2973 266-5928 67-2338	891-0103 890-0041 890-0024 890-0054 890-0082 891-0145 890-0086 899-5431 890-0086 899-5421	皇徳寺台5-28-5 城西3-3-25 明和一丁目21-20 荒田二丁目64-18 錦江台一丁目21-12 891-0145 890-0086 899-5431 890-0086 899-5421	264-1566 257-5018 282-7088 254-1811 255-3462 261-0154 0995- 66-4518 253-0107 0995- 65-4474	-

姓	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
N ナ 長柄 ヒヂ 英男 オ	循環器科 愛仁会植村病院	院	院	長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730
ナカ 中 村 ヒヂ 英幸 エキ	商店建築業 株	城	山	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
ナカ 中 園 ヒヂ 雅治 エイジ	漬物製造 株	中園久太郎商店	店	代表取締役社長	891-0514	指宿市山川大山860-2	0993-34-1180	0993-27-6015	890-0013	城山1-30-17	225-4514
ナナ 七 枝 ヒロ 洋 エイジ	生命保険株式会社 ソニー生命保険	アソシアルアソシナー	ス	チナシヤルアソシナー	890-0062	与次郎2-4-35-8F	250-6030	250-6033	890-0032	西陵4-7-7	282-7629
O オ 小田代 ケン 憲一 エイチ	総合病院	院	院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
オオ 大 山 ヤマ コウ 康成 セイ	青果配布	鹿児島青果株	株	取締役社長	891-0115	東開町11-1	267-3111	267-0181	890-0053	中央町32-3	254-6312
S サ 佐伯 トシ 壽郎 ロウ エキ	自動車修理	ネッツトヨタ鹿児島㈱	顧問	間	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0047	常盤二丁目7-16	258-3423
スダ 須田 マサ 正己 ミ	コンクリート建築	株	須田建設業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1820	890-0134	田上二丁目35-5 第ニニユ-ゼンタ-ビル201	256-2247
ソメ 染川 カワ 周郎 シユウ ロウ	民事弁護士	染川法律事務所	所	長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	下荒田二丁目26-16	250-2233
サカ 坂木 サダ 貞郎 タケ タケル キ	書籍販売	県庁	書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	891-0145	錦江台3-5-7	802-4766
スワソ 諭訪園 ヨシ 美義 アキ	建築	築坂本建設	株	代表取締役社長	892-0817	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
サカ 櫻美 アキ	雜貨配布	桜ビルディング	株	代表取締役社長	890-0053	中央町19-1	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
サマ 姫鳥 ノブ 信一 エイ	児科医	さめい会	院	長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
サコ 迫田 エイ 英介 エイ	菓子材料配布	壽屋製餡所	所	代表取締役	890-0072	新栄町4-19	254-1048	256-7801	890-0072	新栄町4-19	254-1048

氏名	職業分類	勤務機関	役務先	役務名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL	
新 福 大一郎	事務機関	株式会社モトトヨ	人ふく	く	代表取締役社長	890-0052	上之園町9-8	254-1414	890-0052	上之園町20-18-1003	254-8236	
坂 元 利郎	社会保険労務士法人ヒューマンサポート	社会保険労務士法人ヒューマンサポート	所長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0007	伊敷台4丁目5-19	220-4871		
太 原 春雄	内科医	紫原たはら医院	医師	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788		
玉 川 哲生	アイスクリーム製造	セイカフード	食品(株)	代表取締役会長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475	
水 流 洋	障害者施設	社会福祉法人ゆかがく学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169		
竹 下 威	公证人	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249		
高 山 義義	内科医	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鳴池二丁目17-7	257-1407		
玉 利 賢介	空調設備	ナシセン	取締役会長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	250-0388	890-0054	同左	253-3300		
徳 留 忠敬	税理士	鹿児島くら会計会	会長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884		
田 煙 勇	食品製造	ケイビーフード	食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287	
田 中 藤 雄	駐車場	(有)エムデンテクノハーキング	代表取締役	891-1204	花野光ヶ丘一丁目23-12	238-9538	228-0359	891-1204	同左	228-0310		
高 橋 秀樹	生命保険	日本生命保険㈱鹿児島支社	支社長	890-8521	中央町18-1前国セシタージ8F	255-1107	255-1107	890-0046	西田3-26-19-306			

